

施設使用料減免の取り扱いについて
(令和3年9月13日～令和4年3月31日まで)

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（二十四訂版）」に基づき、施設利用が再開される令和3年9月13日以降のホール・展示ホールの施設利用に係る本減免の取扱いは以下のとおりとします。

【催物開催の目安】

(A) 大声での歓声、声援等が想定されないもの

収容基準：収容定員の100%以内

(B) 大声での歓声、声援等が想定されるもの

収容基準：収容定員の50%以内※

※異なるグループ間では座席間隔を1席設け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容定員の50%を超える場合がある。

【施設利用に係る使用料減免の取り扱い】

定員の半数以下の人数で利用することを条件に施設使用料の50%を減免します。なお、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けないことによって収容定員の50%を超えた場合についても、減免対象とします（減免申請時に、そのような収容方法で施設を利用する旨を申告してください）。

※大声での歓声、声援等が想定されない催物であっても、上記に該当する場合には減免の対象となります。すなわち、(A)及び(B)どちらの催物であっても、同様の取り扱いとなります。